

カント晩年の筆禍事件

—— カント実践哲学の知識社会学的研究の手がかりとして ——

西 田 雅 弘

目 次

はじめに

1. カント晩年の筆禍事件
 - (1) カントに対する講述禁止の勅令
 - (2) 勅令に対するカントの返答
 2. 『宗教論』出版の経緯—書簡を中心に—
 3. 知識社会学の視角と方法
 - (1) シェーラーの知識社会学
 - (2) カント筆禍事件の知識社会的様相
- 結び

はじめに

『純粋理性批判』(1781年、第二版1787年)は単なる理論理性の批判ではなくて「純粋な」理論理性の批判である。実践理性についても同様である。幸福追求が人間にとって当然のものであることを容認しつつ、カントは、経験的なものを一切含まず、ただ定言的に命令する「純粋な」道徳法則を、幸福追求の前提条件として優位に置く⁽¹⁾。カント哲学のキーワードは「純粋性」にあると見ることができるだろう⁽²⁾。

しかしだからといって、このような純粋性の哲学が歴史的社会的な制約から乖離していると見るのは間違いである。思想の内容と思想の成立は別の事柄だからである。歴史的社会的な要因を一切混入させないアプリアリな理論的特質は、むしろそのような特質に関連する歴史的社会的要因にともなって形成されたと見ることは決して不可能ではない。カント哲学が「啓蒙の時代」の哲学である所以である。

カントの実践哲学が時代のただ中に晒される事件があった。カント晩年の筆禍事件がそれである。この事件を通して、カントの実践哲学、さらには批判哲学全体と、そのような哲学を必要とした歴史的社会的要因との関連について考えてみたい。

1. カント晩年の筆禍事件

私はこの表現もまた慎重に選択した。というのも、私はこの宗教審理における私の判断の自由を、永久に auf immer ではなくて、ただ陛下が存命 am Leben している限りで断念するためであった。(7,010.34)⁽³⁾

『単なる理性の限界内の宗教』(1793年、第二版1794年、以下『宗教論』)の出版によって、1794年10月1日付で、カントはプロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム二世(Friedrich Wilhelm II, 1744-1797(在位1786-1797))から宗教に関する講述禁止の勅令を受けた。これに対してカントは、恭順な服従を示し、今後一切講述を控えることを返答した。しかし、その国王が亡くなった翌年、『諸学部の争い』(1798年)を出版し、その序文でこの時の経緯を暴露している。冒頭の引用文は、そこに掲載されたカントの返答書簡の中の「国王陛下の極めて忠誠な臣下 getreuester Untertan として」(7,010.07)という文言に付けられた脚注である。

「陛下の勅令に恭順に従います。ただし、陛下が存命している間だけです」という含意で、表現を慎重に選択したというわけである。国王の生命に言及するのは穏やかなことではない。ケーニヒスベルク大学学長や哲学部学部長の役職を務め、当該国王とも面識があったはずの卓越した知識人にしては、腹の内によほどのただならぬ思いがあったに違いない⁽⁴⁾。本章では、『諸学部の争い』で公にされた勅令およびカントの返答書簡の内容を明らかにしておきたい。

(1) カントに対する講述禁止の勅令

『諸学部の争い』の序文の冒頭で、カントはこの書物の出版が「啓蒙された政府」(7,005.02)の許可に

よるものであり、著者としてこの情勢変化を明らかにしておきたいと述べて、講述禁止の勅令を受けるまでの経緯を次のように簡潔にまとめている。

その後の爆発〔フランス革命〕を間近に控えた不穏な社会情勢の中で、国王フリードリヒ・ヴィルヘルム二世は宗教上の引き締めを必要を悟り、後に宗務大臣になった聖職者〔ヴェルナー（Wöllner, 1732-1800）⁽⁵⁾〕のすすめによって1788年に「宗教勅令」を發布した。さらにこれを強化するために「検閲令」によって著述一般を制限した。これらの勅令が著述家たちに強い影響を及ぼしているまさにそのときにカントの『宗教論』が出版された。匿名によって「抜け道 Schleichweg」(7,006.01)を用意したと責められることがないように、カントはすべての著作に実名を記載していたので、1794年に講述禁止の勅令を受けることになった。この勅令の存在については、「最も信頼している友人」(7,006.04)にしか明かしておらず、これまで公に知られることはなかった。勅令を受けるまでの経緯をカントはこのように述べている。

また、「単なる理性の限界内の宗教」というタイトルを意図的にこのように付けたと脚注で述べている。この著書が「単なる理性に基づいた aus bloßer Vernunft」、すなわち「啓示のない ohne Offenbarung」(7,006.30) 宗教を論じていると思われることがないようにした。そもそもそのように考えるのは思い上がりであり、宗教の教説が超自然的な靈感を受けた人たちに由来したということはあることだからである。「啓示されたと信じられている für geoffenbart geglaubt」(7,006.33) 宗教のテキスト、つまり聖書の中で、「単なる理性によっても auch durch bloße Vernunft」(7,006.34) 認識され得ることだけをはっきり提示することがこの著書の意図である。「単なる理性の限界内」というタイトルの含意についてカントはこのように述べている。

さて、カントに対する勅令の要点は次の2点である⁽⁶⁾。第1に、『宗教論』およびその他の論文において聖書およびキリスト教の主要な根本的教理を歪曲して品位をおとしめ、青年の教師、つまり大学の教員としての義務に反して無責任な振る舞いをしている。これについて弁明せよ。第2に、将来に渡ってこのような責めを負うことをするな。もし「反抗的態度 Renitenz」(7,006.23)を改めないなら処分を覚

悟せよ。そして最後に、国王の特別命令であることとともにヴェルナーの署名が記されている。10月1日付のこの勅令を、カントは10月12日に受ている(7,007.06)。

(2) 勅令に対するカントの返答

『諸学部の争い』によれば、勅令に対するカントの返答は以下の通りである。第1の点に関する弁明は比較的詳細であり、その内容は次の4つにまとめることができる。

(1) 大学の講義で聖書やキリスト教に対する評価をしたことはない。講義の底本はバウムガルテンの哲学の教科書だけであり、これには聖書やキリスト教に関することは含まれていない。学問の境界を踏み越えることを常々警告しているのは、当の私自身である。

(2) 『宗教論』は学者間の討議の書物であり、公衆には理解しがたい無縁の書物である。国民はこれを気にもとめない。したがって、『宗教論』が「公の国教 die öffentliche Landesreligion」(7,008.03)に害を与えることはない。

(3) 『宗教論』はキリスト教についての評価を含んでいないので、その価値をおとしめることもない。しかし、聖書からの引用があるので「誤解 Mißverständnis」(7,008.24)を誘発した。宗教一般の本質は「道徳的＝実践的なこと（われわれがなすべきこと）」(7,009.01)にある。信仰に関して「べし Sollen は妥当しない」(7,009.03)。しかし、だからといって「啓示」が不必要であるとか、余計なものであるわけではない。悪の起源、悪から善への移行、人間が善の状態にあることの確実性などの問題について、理性信仰には理論的な限界があり、それを補完するものとして「啓示」が役に立つからである。

(4) キリスト教の聖書的な信仰教説には尊敬の念を持っている。『宗教論』では、聖書が国教の創設や維持に役立ち、公の宗教教育の指導手段であることを賞賛した。また、キリスト教に対しても最大の尊敬を表明した。キリスト教こそが純粋で道徳的な理性信仰に最も合致している。墮落しても繰り返し再建されてきたのは、キリスト教が理性宗教に合致していたからである。

以上が、勅令の第1の点に関するカントの弁明であるが、第2の点に関しては、次のように短くあ

さりとしか述べられていない。

私は、自然宗教であれ、啓示宗教であれ、宗教に関する公の講述を、講義においても著作においても今後一切差し控える。(7,010.08)

これだけである。ただし、この直前の文章に上述の「極めて忠誠な臣下として」という文言が付け加えられているわけである。

返答書簡の掲載に続けて、カントはかつての「信仰委員会」の施策の矛盾を非難しつつ、新しい「賢明な政府」(7,011.04)が、神学への一面的な偏愛ではなく、学問全体を促進する使命と才能と意志をそなえた「啓発された政治家 [マッソウ (Massow, 1750-1816)]⁽⁷⁾」を登用したことに言及している。そして、この政治家が「反啓蒙主義者たち die Obskuranten」(7,011.09)の新たな介入に対抗して学問の進歩を保障するだろうと述べている。

フリードリヒ・ヴィルヘルム二世によるカントへの勅令およびこれに対するカントの返答は以上の通りである。勅令は、カントが聖書およびキリスト教の教理を歪曲して品位をおとしめていることを問題視し、「反抗的態度」を改めなければ処分も辞さないと迫っている。これに対してカントは、聖書およびキリスト教の評価に言及したことはなく、したがってそれをおとしめたこともない、『宗教論』は学者間の討議の書物であり、国教のあり方に言及したものではない、むしろ聖書やキリスト教に対して尊敬の念を持っており、「啓示」は理性宗教の限界を補完するためにも必要であると述べて、勅令は「誤解」に基づいていると弁明している。しかし、そうであるにもかかわらず、しかも腹の中では国王の存命中だけのことだと留保しつつ、カントは勅令に恭順に服従している。自分に非はないと主張しながら国王の勅令には服従する、カントがこのような屈折した態度をとるのはなぜなのか。興味深い課題が顕在化していると見ることができる。次章では、『宗教論』出版の経緯を見ておくことにしたい。

2. 『宗教論』出版の経緯—書簡を中心に—

勅令で問題視された『宗教論』の出版までには紆

余曲折があった。以下、関係するいくつかの書簡を手がかりにその経緯を跡付けておきたい⁽⁸⁾。

[1] [A474] キーゼヴェッターからカントへ (1791/06/14) (11,264.01)

ケーニヒスベルクでカントの講義を聴講し、カンティアーナとして忠実な弟子であったキーゼヴェッター (Kiesewetter, 1766-1819) は、折に触れてカントにベルリンの情勢を詳しく伝えている。

この年の見本市に、期待されていたカントの道德に関する著作が出なかったことが広く取り沙汰されたこと⁽⁹⁾、新しい高等宗教局顧問官のヴォルターズドルフ (Woltersdorf, 1727-1806) がカントの著作活動を禁止するように画策したといううわさが流れたこと、最近ヴェルナーと言葉を交わしたが、自分は彼をまったく信用していないこと、などをはじめ、国王の女性関係をめぐる醜聞のほか、「ビショフスヴェルダー (Bischoffswerder, 1741-1803)、ヴェルナー、リーツ (Rietz, 1754-1820) が国王を操って tyrannisieren いる人たちです」(11,265.20)とも明かしている。さらに、庶民や兵隊たちも今の施策に不満を抱いていることなどが伝えられている。

『宗教論』出版以前からカントの講述禁止のうわさがあったこと、ヴェルナーを中心とする人たちが国王を牛耳っていたことがわかる。

[2] [A504] カントからフィヒテへ (1792/02/02) (11,321.06)

フィヒテ (Fichte, 1762-1814) の論文「あらゆる啓示の批判の試み」が検閲で不許可になったことについて、カントがフィヒテに善後策を示唆している。

不許可になった論文を生かす方策はないかというフィヒテの問いかけに、カントは「ない! Nein!」と断言している。なぜなら、カントによれば、フィヒテが「所与の啓示への信仰は、理性的には、奇跡信仰に基礎を置くことはできない」(11,321.14)と考えているからである。このように考えると、宗教一般は理性信仰以外の信仰箇条を含むことができなくなり、これではそもそも検閲を通過するはずもない。カントがとりわけこの点に留意して『宗教論』のタイトルを付けたことは、前章で見た通りである。カントによれば、理性宗教はけっして「啓示」の主観的必然性や奇跡を排除していない。信仰箇条の導入

の最初には奇跡が必要だったかもしれないからである。しかしながら、いま採用されている検閲の方針に従えば、このようなカントの考え方でも検閲を通ることはないだろう。なぜなら、検閲の根本原則は、人間悟性や理性が理解できないような聖書の箇所を文字通りに「客観的な真理」(11,322.04)として承認することを要求しているからである。

カントは次のような善後策をフィヒテに示唆している。検閲官を納得させる方法があるとすれば、「教義的な信仰」と「単なる道徳的な信仰」(11,322.09)との違いがわかるようにして、内面的な道徳的改善に役立つ限りで奇跡物語や歴史的な信仰を利用する「中道 Mittelweg」(11,322.22)を検閲官の気に入らせることである。しかし、検閲官は歴史的な信仰箇条を宗教的義務とみなしているのです、このような説得も困難だろうとカントは述べている。そして、このような自分の考えが「思いつきの考え unüberlegten Ideen ではない」(11,322.25)と明かした上で、これを真摯に確信できるならフィヒテが利用してもよいと許諾を与えている。しかし、その際これが誰の考えかを秘匿するように求めている。

カントはすでにこの時点で2年後の筆禍事件を予想しているかのようなようである。理性宗教が「啓示」や「奇跡」を排除していないこと、「教義的な信仰」と「単なる道徳的な信仰」が別物であること、道徳的な改善のために奇跡物語などを利用する「中道」の選択肢があること、などが熟慮されている様子がわかる。なお、フィヒテの当該論文は、その後検閲官の交代により出版が許可されたが、当初匿名であったため著者はカントだとする論評が広まり、カントは対応に追われることになった⁽¹⁰⁾。言論統制下の緊迫した社会情勢とカントの緊張感を窺うことができる。

[3] [A508] ビースターからカントへ (1792/03/06) (11,328.10)

フリードリヒ大王晩年の1783年に創刊された『ベルリン月報』に、カントは数多くの論文を寄稿している⁽¹¹⁾。その編集者であるビースター (Biester, 1749-1816) との往復書簡は、カントの筆禍事件の経緯について詳細な情報を提供している。この書簡では、カントの論文「人間本性における根本悪について」(以下、第一論文)が検閲の結果、印刷を許可され、『ベルリン月報』1792年4月号に掲載されるこ

とを伝えている。

ビースターは、カントの依頼を受けて当該の論文をベルリンの検閲当局に提出した。検閲を担当した枢密顧問官・高等宗教局顧問官のヒルマー (Hillmer, 1756-1835) は注意深く通読し、この著作が他のカントの著作と同様に、「読者一般」ではなくて、「学者」だけに向けられていると「賢明な決定」(11,329.25)を下した、とビースターは述べている。この論文は、後に『宗教論』に再掲載されることになる。

ビースターによれば、ベルリンでは「よそ auswärts」で印刷することが禁止されているわけではない。ベルリンで印刷しなくても、よそで印刷して持ち込むことができる。事実、買い取りのためにライプツィヒから持ち込まれている書物には検閲も許可も必要ない。ただし、禁止されていないからといって、ベルリンの王室検閲官が削除した印刷物をよそで印刷することは無礼で品性のないことである。たしかに『ベルリン月報』は1791年までベルリンのシュペーナー (Spener, 1749-1827) のところで印刷していたが、1792年からイェーナのマウケ (Maue, 1736-1814) のところで印刷している。しかし、これは私がベルリン検閲当局と何かあったからではなくて、出版業者の都合によるものである、とビースターは述べている。そして最後に、今後も『ベルリン月報』への寄稿論文をベルリンの検閲当局に提出するかどうか、カントに判断を委ねている。

ビースターの書簡の論調は、あえてベルリンで検閲を受けようとするカントの姿勢をたしなめているようにも見える。具体的な内容は不明だが、書簡の冒頭では、カントが政治組織に首尾一貫性を要求するなど、あまりに過大な評価をしていること、すべてのことをよく考えないまま何らかの措置が行われることはしばしばあること、統治者が善意からしばしば首尾一貫性を欠いてしまうこと、などが述べられている。カントにやや辟易しているビースターの様子が窺われるのではないかな。

[4] [A518] ビースターからカントへ (1792/06/18) (11,343.05)

ビースターは、カントの論文「人間の支配をめぐる善の原理と悪の原理の戦いについて」(以下、第二論文)が検閲の結果、印刷不許可になったことを伝えている。

おそらくビースターはこの結果を予想していたのかもしれない。書簡の冒頭で、なぜカントが徹底して当地の検閲に固執するのかまったく理解できなかった、と述べている。そして、不許可の経緯を次のように説明している。カントの要求に従って原稿をヒルマーに送った。ヒルマーは聖書神学の検閲担当の同僚ヘルメス (Hermes, 1731-1807) といっしょに通読した。ヘルメスが印刷許可を拒否したので、ヒルマーも彼に従った。ビースターがヘルメスに問い合わせたところ、「当地では宗教勅令が規範であり、それ以上の説明をすることはできない」(11,343.15) という回答があった。そしてビースターは、カントを読むべきかどうかをヒルマーやヘルメスが指示しようと思いがっていることを憤慨し、この先どうすればよいかわからないが、これに反対することが自分にとってもわが国の学問にとっても責務であると信じる、と述べている。ビースターの懸念はついに現実のものになった。

[5] [A522] カントからビースターへ (1792/07/30) (11,349.18)

カントは、検閲で不許可になった第二論文の原稿を早急に送り返してほしいとビースターに依頼している。

第一論文の続編が『ベルリン月報』に掲載されないのは怪訝なことではあるが、ベルリンの宗教判事の評決を取り消すことはできないように思われるので、「別の使用」(11,349.25) を考えている。急いでいるので、費用を負担するから郵便馬車で返送してほしい、とカントは述べている。カントは、不許可になった際の次の手を準備していた。

ベルリンでの検閲に固執してビースターを困惑させた理由について、この書簡でカントは次のように述べている。ベルリンの宗教関係の検閲官たちが自分たちの考えにそぐわないものを厳しく制限している限り、王国内で印刷されようと、よそで印刷されようと、同じことである。ただし、私の論文がよそで印刷されて『ベルリン月報』に掲載された場合には、ベルリンの検閲官たちは私の論文を引き合いに出して、よそで印刷するビースターの「迂回路 der Umschweif」(11,350.11) を妨害し禁止することを正当化しようとするだろう。カントは自分の論文が「間違いなく散々中傷される羽目にな

るだろう」(11,350.12) と述べている。カントがベルリンでの検閲にこだわったのは、ビースターへの気遣いととも、それに起因する「いやな思い Unannehmlichkeiten」(11,350.15) を避けたいという気持ちがあったからである。そして最後に、不許可の第二論文の代わりに、ガルヴェ (Garve, 1742-1798) についての別の論文をすぐ送ることもできると述べている⁽¹²⁾。

[6] [A526] カントからケーニヒスベルク大学神学部へ (1792/08/末) (11,358.05)

カントの次の手とは、大学の哲学部で印刷許可を受けることだった。そのためにカントは、検閲のためではなくて、検閲の管轄を明らかにするために、まず神学部論文を提出し、管轄は哲学部だという判定を得た上で、それをよりどころに哲学部で印刷許可を受けようと考えた。手の込んだ戦術である。「第一論文」は、「一般読者」ではなくて「学者」を対象にしているという理由で印刷許可になったが、「第二論文」はそれだけでは許可にならなかった。そこでカントは、「聖職者」ではなくて「神学部」に判定を求めたのである。聖書神学に関する事柄について「聖職者」は大学神学部の「学者」の判定に従うべきだからである。

カントはベルリンで不許可になった第二論文にさらに2つの論文、つまり『宗教論』で第三論文と第四論文になる論文を加えた「3つの哲学論文」(11,358.09) をケーニヒスベルク大学神学部に出した⁽¹³⁾。書簡の要点は次の2点である。

(1) 哲学的神学と聖書神学の差異と関連について、カントは次のように述べている。哲学的神学が聖書解釈の試みとしてどこまで聖書神学に接近できるか、理性はどの点で不十分であり、どの点で教会の解釈に従うことができないか、これらを決着することは哲学自体の「争う余地のない権限」(11,358.19) である。哲学的神学が「奇跡」に言及する場合、哲学的神学はそれを、客観的にではなくて、「単に主観的に」妥当するもの、すなわち「格率」としてだけ理解する。したがって、「奇跡」それ自体が否定されるわけではなくて、そのまま聖書神学者の判断に託されている。この考え方は、『宗教論』のタイトルについての脚注やフィヒテ宛の書簡で示された内容と同じである。

(2) 大学学部の独立性と検閲の管轄について、カントは次のように述べている。しばらく前から聖書神学者の関心事それ自体が国家の関心事になっているが、諸学問の関心事も同様に国家のあり方に関係している。したがって、聖書神学者は単に「聖職者」としてだけでなく、「大学の学者」として国家のことをないがしろにしてはならない。ある著作が聖書神学に属するかどうかは明らかな場合は、当該委員会が検閲をするが、その決着が着かない場合は、大学の神学部の判断に委ねられる。その際「大学 Universität」(11,359.12) は、その名の通り、1つの学問の拡大が他の学問領域の不利益になることを避けなければならない。なぜなら、各学部は自ら拡大する権限と義務を持つからである。検閲に際して各学部は、当該の学問領域が侵害されているかどうかを判断し、侵害がなく、検閲する根拠もない場合には、該当する学部に検閲を委ねるべきである。このような各学部のあり方についての問題関心は、後に『諸学部の争い』として結実する。

カントの思惑の通り、ケーニヒスベルク大学神学部は、提出された論文の判定が哲学部に属すると判断した。カントは、イエーナ大学哲学部に論文を送り、学部長ヘニングス (Hennings, 1731-1815) が印刷許可を与えた⁽¹⁴⁾。神学部への論文提出は、「排中律」を想起させる奇策のようにも思われるが、手続きの論理的一貫性という点では非の打ち所がない。

[7] [A553] カントからラインホルトへ (1792/12/21) (11,399.27)

カントが『宗教論』の出版を予告している。「私の計画 mein Plan」(11,400.04)⁽¹⁵⁾を終える努力をしていること、まだそのタイトルを知らせることはできないが、次の復活祭の見本市には著書を一冊送ること、などを述べている。タイトルを明かさないと、カントが警戒しているからかもしれない。そのときになれば事情がわかるとも述べている。

[8] [A574] カントからシュトイトリンへ (1793/05/04) (11,429.01)

『宗教論』出版後、シュトイトリンへ送ったときの献辞である。カントの4つの問いが列挙されていることでも知られている。つまり、(1) 私は何をすることができるか? (形而上学)、(2) 私は何をなす

べきか? (道徳)、(3) 私は何を望んでよいか? (宗教)、(4) 人間とは何か? (人間学)である。カントは、同封の『宗教論』が「私の計画」(11,429.18)の第3番目の部門を成し遂げようとしたものであると述べている⁽¹⁶⁾。

『宗教論』では、キリスト教に対する「良心的な思いと真の尊敬」(11,429.19)のみならず、「礼儀にかなった率直さ ein geziemende Freimütigkeit」(11,429.20)の原則に従って、隠し立てすることなくキリスト教と純粹実践理性を1つにする可能性を明らかにした、と述べている。もし聖書神学者が理性に反対する場合には、理性的な根拠によって反論すべきであり、「権力」(11,429.25)によって宮廷から「破門」(11,429.30)が下されるようなことをしてはならない。カントは「自由の公的使用が一般に制限されている現在の危機」(11,429.26)をととも憂慮している。

カントは、『宗教論』の「ある種の挑戦的な geharnischt 序文」(11,430.01)が奇異の念を抱かせることを認め⁽¹⁷⁾、そうなった事情を詳しく説明している。その説明は、本章でこれまで見てきた通りの内容である。第一論文を印刷許可したヒルマーが第二論文を不許可にした理由がわからないとも述べている。最後にカントは、このような経緯を伝えるのは、「公の紛争 ein öffentlicher Zwist」(11,430.30)が生じるともかもしれないと考えたからだと述べて、自分の行動の正当性をシュトイトリンにも認めてもらいたいと述べている。カントがすでに今後の展開を自覚していたことがわかる。

[9] [A625] カントからピースターへ (1794/05/18) (11,500.29)

『宗教論』出版後の成り行きについて、カントが心境を伝えている。常に「良心的に gewissenhaft、法に適うように gesetzmäßig」(11,501.03)振る舞っていると確信していること、今回の特別な企ての結末を待ち受けていること、決して悲嘆に暮れているわけでないこと、などを述べている。しかもこのようなカントの確信の拠り所が「私の諸原則 meine Grundsätzen」(11,501.06)にある点は特筆されるべきである。自分はいくまでも「原則」に即して振る舞っているという信念である。

[10] [A640] フリードリヒ・ヴィルヘルム二世の勅

令 (1794/10/01) (11,525.14)

カントが危惧した通り、国王から勅令が下された。この内容についてはすでに前章で見た通りである。

[11] [A642] カントからフリードリヒ・ヴィルヘルム二世へ (1794/10/12 以降) (11,527.10)

カントは勅令に従って宗教に関する講述を控えることと返答した。これについても前章で見た通りである。返答の基調は、『宗教論』のタイトルについての脚注、フィヒテ宛書簡、ケーニヒスベルク大学神学部宛書簡で示された内容と同様であることがわかる。

[12] [A644] カントからシュトイトリンへ (1794/12/04) (11,532.16)

ゲッティンゲンのシュトイトリンが、彼の編集する雑誌に論文を掲載しないかとカントに勧めていた。ゲッティンゲンでは「この上なく無制限な出版の自由」(11,533.02)が期待できるからであるが、カントはその提案を断っている。カントは、当地で大きな勢力になっている検閲を心配しなければならないので、「再度この自由をすべての領域で利用しようという気はなくなっている」(11,533.04)とその理由を述べている。カントの講述禁止が公になっていないことが窺われる。カントは、すでに『諸学部の争い』の原稿が手元にあるとも述べている。

[13] [A646] ビースターからカントへ (1794/12/17) (11,535.01)

ビースターが、勅令に対するカントの返答を読む機会があったことを伝えている⁽⁴⁸⁾。カントの返答の第2の点について、次のように述べている。「あなたが、実定宗教についても、自然宗教についても、これ以上発言しないと自由意志で約束してしまったことを誰もが残念に思うにちがいない」(11,535.24)。そしてさらに「あなたがそこまでする必要はなかったようにも思う」(11,535.28)とも述べている。これまで通り「哲学的で礼儀にかなった仕方」(11,535.29)で発言を続けてもよかったのではないかと、その際、再び弁明しなければならない事態になるかもしれないが、これから後、「実際には、おそらくすぐにもやって来る」(11,536.03)これから後には、カントの著作を読むことができるようになることを確信している、とビースターは述べている。『宗教論』は「啓

蒙の敵に対する大きな勝利」であるが、カントの講述禁止は「手痛い損失」だと見ている(11,535.27)。

ビースターの残念な思いは、「啓蒙の敵」に反感を抱き、カントに共感する人たちに共通する思いだったにちがいない。ただし、カントに対して従来通りの発言を期待しているところを見ると、この時点では「国王が存命している限り」というカントの根深い屈折した思いまでは伝わっていないようである。ビースターは「おそらくすぐにも」と述べているが、国王の消息にどこまで精通していたのか定かではない。このビースターの書簡の3年後、1797年にフリードリヒ・ヴィルヘルム二世が没し、翌1798年ヴェルナーが失脚して「賢明な政府」の下で『諸学部の争い』が出版されることになる。なお、これまでの主な経緯は巻末の(別表)の通りである。

以上、本章では書簡を中心に『宗教論』出版の経緯を見てきた。これらの書簡からは、フリードリヒ・ヴィルヘルム二世の治世における反啓蒙的情勢とともに、そのような状況に置かれた啓蒙の哲学者カントの社会的注目度および反啓蒙に対するカントの確信犯的な「気概」を読み取ることができるのではないかと。

すでに『宗教論』出版以前からカントの講述禁止のうわさは流れており、「啓示」を批判するフィヒテの匿名論文がカントの論文ではないかという論評が広まったりした。そのような状況下で、ベルリン以外で印刷してはどうかというビースターの助言にカントは耳を貸さず、かたくなにベルリンでの検閲にこだわった。カントのやり方は、たしかにうまいやり方、つまり「伶俐」とは言えない。しかしだからといって、カントは世間知らずのいわゆる「講壇哲学者」だったわけではない。カントの信念の拠り所は「原則」にほかならなかった。匿名という「抜け道」やベルリン以外で印刷する「迂回路」は、カントの「原則」に即していない。よそで印刷して当局に目を付けられたときの「いやな思い」には、「散々中傷される」ことに加えて、「迂回路」を優先して「原則」に従わなかった自分自身に対する思いも含まれているはずである。カントは常に「良心的に、法に適うように」振る舞おうとしている。そうしているという確信を持っている。その「気概」には、裁判で弁明するソクラテスの確信犯的な「気概」に通

じるものがあるのではないか。

カントは『宗教論』の序文が「挑戦的」であることを自ら認めている。しかし、その鋒先は、キリスト教そのものに向けられているわけではない。カントは聖書やキリスト教に対する「尊敬の念」に繰り返し言及している。それは、決して非難をかむすための便法ではない。カントは「啓示」や「奇跡」を排除しているのではなく、その主観的必然性を容認している。むしろ啓示による聖書信仰と理性による道徳的信仰の境界線を明確にしようとしているのである。カントはどこまでも哲学の側から、つまり理性の立場からその境界線に迫ろうとする。それゆえに、この境界線をないがしろにして踏み越えてくる「聖職者たち」を見過すことができない。そのため、カントの鋒先は反啓蒙政権の「権力」へと向けられた。「反啓蒙主義者たち」にとってカントの「反抗的態度」が気に入らないのは当然のことである。

ところで、国王を敵に回してまで、なぜカントは『宗教論』の出版にあえてこだわったのか。その確信的な「気概」はどこからくるのか。「カントは徹頭徹尾一貫した啓蒙主義者だったからだ」と主張すると同時に、この主張は極めて大きな課題を背負い込むことになる。というのも、「啓蒙」の概念は歴史的な概念だからである。「啓蒙の時代」とはどのような時代なのか、その時代のプロイセン社会はどのような社会なのか、封建的土地所有制度とはどのような制度なのか、身分制度や階級制度はどのようなものなのか、そもそもフリードリヒ大王の絶対王政の時代、すなわちカントの言う「フ・リ・ド・リ・ヒの世紀」(8,040.27)とはどのような時代なのか、等々の問いに真正面から向き合わなければならなくなるからである。それは実証的社会科学、とりわけプロイセン社会史の課題であるだろう。その具体的内実を全体的に詳細に提示してみせることは決して容易ではない。しかし、たとえそうではあるにせよ、われわれはカント思想の理解のために「啓蒙の時代」に足を踏み入れざるを得ない。次章では、そのための方法論について触れてみたい。

3. 知識社会学の視角と方法

個人的思想と社会的状況との間には、偶然的とは言えない密接な関連があるのではないか。ある思想

家がいかに独創的に見えても、やはりその時代の価値理念から何らかの影響を受けているのではないか。こういう素朴な確信や常識に反省を加え、明確な意識にまで高めようとする学問的努力が「知識社会学」である。『社会学講座』第11巻「知識社会学」の序論で、徳永恂はこのように述べている(徳永、p.1)⁽¹⁹⁾。本章ではこの文献を手がかりに「知識社会学」の教科書的な概観をした後、これを敷衍してカントの筆禍事件について考えてみたい。徳永はさらに次のように続けている。

「知識」に関する学問としては論理学や認識論がある。これらに共通する特徴は、知識をそれ自体で独立した思考過程とみなし、純粋に内在的に研究しようとする点である。これに対して知識社会学は、知識を知識外の「社会的要因」に関係づけて把握しようとする。しかもこの社会的要因による制約が人間的世界に関する知識の本質的特性であるとみなす。「知識の社会的場面への外在化」(徳永、p.2)、これが知識社会学的方法的前提である。

しかしだからといって、知識が直接社会的要因によって「因果的」に規定されるとみなすわけではない。そうではなくて、その規定関係にかかわる「人間主体の媒介的機能」に着目し、その主体の自己反省を通して知識のあり方を解明しようとする(徳永、p.3)。したがって、知識社会学それ自体が知識の一種である限り、知識社会学は常に繰り返し自己自身を対象化せざるを得ない。この「自己回帰(レフレクシーフ)的な構造」は、論理的には「一種の循環構造」であり、知識社会学の避けることのできない特殊構造である(徳永、p.9)。知識社会学は、知識についての経験的研究でありつつ、同時にその認識過程の「反省(レフレクシオン)」を含むという二重性格を持つ。それゆえに、知識社会学には「非完結的な性格」とともに「経験科学としての限界を超える傾向」が胚胎する(ibid.)。

ところで、知識社会学は、20世紀初頭、ドイツのシェラー(Scheler, 1874-1928)によって創始され、マンハイム(Mannheim, 1893-1947)によって確立された後、アメリカのマートン(Merton, 1910-2003)などによって発展を遂げた。以下では、シェラーの『知識形態と社会』(1925年)に依拠しつつ徳永の叙述に即してシェラーの知識社会学を簡潔に整理しておきたい。

(1) シェーラーの知識社会学

徳永によれば、自ら知識社会学という名称を名乗り、学問体系上の位置づけを与え、自覚的にこの仕事に取り組んだという意味では、「知識社会学の創始者は、Max Scheler だと言うことができよう」(徳永、p.17)。シェーラーの知識社会学には2つの契機がある。すなわち、コント批判とマルクス批判である。

(1) 宗教的思考から形而上学的思考が発展し、この形而上学的思考から実証的思考が発展したという、いわゆるコントの「三段階の法則 Dreistadiengesetz」(Scheler, S.29)⁽²⁰⁾は、シェーラーによれば、実際は精神の「分化過程 Differenzierungsprozeß」にすぎないものを時間的な発展段階とみなすという根本的な誤りを犯している。これらの3つのものは、常に持続的に存在し、人間精神の本質そのものとともに与えられている精神的態度であり、互いに他に代わることでできない等根源的なものである。歴史的なカテゴリーとしてではなく、人間精神に共存する本質として捉えられなければならない(徳永、p.19)。

要するに、宗教、形而上学、実証科学は、基本的に異なる三種の認識様式であり、それぞれが独自のかけがえのない価値を持っている。それらは一義的な方向に進歩していく歴史的段階ではなく、むしろ同時に存在する三種の人間精神の本質である。かえってそこに一義的進歩を見ることは、近代実証主義の偏見である(徳永、p.20)。徳永は、シェーラーのコント批判をこのように整理している。

(2) シェーラーは、社会学を「文化社会学 Kultursociologie」と「実在社会学 Realsoziologie」に分類する。前者は、精神的、理想的な存在や行為、人間の価値判断を研究する。後者は、性欲、食欲、権力欲などの衝動に由来する行為、現実を実際に変化させる行為を研究する(Scheler, S.18)。知識社会学は、前者の文化社会学の一部である。したがって、人間の「意識」が人間の「存在」によって規定されるとした「カール・マルクスの命題」は、シェーラーの場合にも完全に当てはまる。ただし、シェーラーによれば、「存在」はマルクスが言うような「経済的、物質的存在」だけではない(Scheler, S.18 Anm.)。その上でシェーラーは、文化社会学と実在社会学、すなわち上部構造の社会学と下部構造の社会学という2つの領域の間に、これらを媒介する「過渡的

諸形態 Übergänge」が充溢しているとも述べている(Scheler, S.19)。人間の行為は、現実にはすべて精神と衝動の協働である。シェーラーにとって社会学とは、精神的な要因と衝動的な要因の協働に応じて社会現象を説明すること、すなわち、理念的要因と実在的要因の協働作用の法則を求める学問である(徳永、p.21)。

シェーラーは、マルクスの上部構造一下部構造論から基本的図式を受け継いでいるにもかかわらず、マルクス主義に対しては批判的である。精神の指導作用が実在にも及ぶことを見過ごしている点や、文化の本質や価値さえもが経済的生産様式によって規定されると見ている点で、マルクス主義の唯物史観は誤っている(徳永、p.22)。徳永は、シェーラーのマルクス批判をこのように整理している。

さて、シェーラーによれば、宗教、形而上学、実証科学という「知識」のあり方は歴史的な発展段階ではなく、人間存在の本質にかかわる三種の精神的態度として常に現存するものである。また、「知識」と「実在」は、人間社会において媒介的過渡的なものを介して協働し、相互に影響し合うという点も留意されるべきである。本章では、知識社会学そのものの究明を目的としているわけではない。あえて知識社会学に言及しているのは、知識社会学の視点と方法が、カント思想とその時代の関連に着目する試みの可能性と妥当性を示唆しているからである⁽²¹⁾。

(2) カント筆禍事件の知識社会学的様相

カントによる批判哲学の体系的構築は、理論理性の批判から始まり、実践理性の批判を経て『判断力批判』に至り、1790年代前半には「宗教」の問題を残すだけになっていた。つまり、1793年のシュトイトリー宛のカントの書簡で見たように、(1)私は何を知ることができるか(形而上学)、(2)私は何をなすべきか(道徳)、そしていままさに、(3)私は何を望んでよいか(宗教)、に答えることによって「私の計画」を終えようとしていた。このような批判哲学の体系的構築の過程を、いま仮に抽象的理論的な1つの有向線分として想定することにしよう。他方で1790年代初頭は、プロイセンの「啓蒙の時代」「フリードリヒの世紀」が終焉を迎え、「反啓蒙の時代」へと暗転した時期でもあった。この歴史的状況の変遷というもう1つの社会的な有向線分が批判哲学構

築の理論的な有向線分と交差したところにカント晩年の筆禍事件が発生したと見ることができるのかもしれない。反啓蒙の時流の中でカントの理論的な「反抗的態度」は社会的な注目の的となり、反啓蒙の「権力」は対応を迫られることになった。軋轢や反抗という形ではあるにせよ、シェーラーの指摘している通り、このとき「知識」と「実在」は相互に協働し、影響し合ったわけである。

ところで、カントは聖書やキリスト教を尊敬し、啓示や奇跡を排除しようとしたわけではなかった。ただ、啓示による聖書信仰と理性による道徳的信仰の境界線を明確にしようと、哲学の側から、つまり理性の立場から迫っただけだった。哲学的神学と啓示的神学のこの峻別は、「理性的なもの」と「実定的なもの」、「アプリアリなもの」と「経験的なもの」、「道徳法則の原則」と「幸福追求の欲求」を峻別し、あくまでも「純粋性」の側に立つそれまでのカントの理論的姿勢と軌を一にしている。シェーラーによれば、「知識」と「実在」はある瞬間にたまたま偶然に出会うわけではない。両者は常に相互依存の関係にある。要するに、カント哲学は、反啓蒙という軋轢と反抗の時期以前にも、つまり「啓蒙の時代」にも社会的要因と相互関連のうちにあったと見るべきである。社会的要因から独立に構築された理論的な批判哲学が、『宗教論』出版の瞬間に初めて社会的要因に触れたわけではない。両者が同調して重なり合い、一体化している場合には、両者の関連性が顕在化しにくいのである。

カントの「純粋性」の哲学は、まさに「啓蒙の時代」だからこそ成立し得たのである。理論理性の批判の問題意識の中で、カントが「私は信仰に場所を空けておくために、知識を止揚しなければならなかった」(3,019.05)と述べていることを想起すべきである。「啓蒙の時代」の大きな課題の1つは、伝統的な「宗教」にどのように向き合うか、それによって色付けされた現実社会にどのように対応するか、ということだったはずである。カントの解決の核心は、実定的な社会制度を変革することではなくて、人間理性の「純粋性」を浮き彫りにすることだった。また、この言葉が公にされた『純粋理性批判』第二版の出版年、つまり1787年という時期にも留意すべきである。前年にフリードリヒ大王が没し、時代はまさに「反啓蒙の時代」へと大きく反転していくた

中だったのである。『道徳形而上学の基礎づけ』(1785年)と『実践理性批判』(1788年)がこれに前後していることも看過してはならない。

ところで、シェーラーはカントに関して次のように述べている。

あらゆる人間にはじめから与えられている、事実上の、特定の「生得的」な、理性という機能装置を、われわれは社会学の前提として無条件に否定する。これは、啓蒙の時代のイドラ Idol であり、カントのイドラでもあった (Scheler, S.25)。

シェーラーはこの「理性」という機能装置がカントの「三段階の法則」と密接に結びついていると見ている。しかし、シェーラーがこのように述べているからといって、人間理性を拠り所にしたカント哲学の価値が低減するわけではなく、また、研究対象としての意義がなくなるわけでもない。シェーラーによれば、カント哲学は「理性」の哲学として「形而上学」の知識形態に属することになる。ただし、それは知識発展の中間的段階ではない。「理性」は人間存在の本質にかかわるものとして持続的に現存している。もちろんわれわれの現在においてもそうである。むしろシェーラーが指摘するように、カント哲学を一旦歴史的社会的に相対化した上で、カントの「イドラ」が「啓蒙の時代」の中でどのような様相を呈していたのかということ客観的に描き出すことが重要である。知識社会学的な方法を標榜するかつての哲学史に叙述されたカント哲学のイメージはあまりにもネガティブである。「啓蒙の時代」における人間理性の「純粋性」のポジティブな様相を叙述することにこそ、これからのカント研究の知識社会学的な意義があるのではないか⁽²²⁾。

結び

本稿では、カント晩年の筆禍事件を手がかりに、もっぱらカント研究の知識社会学的な方法論について論じた。カント思想の理解が文献内在的な研究を前提することは言うまでもないが、「知識」と「実在」の相互依存的関係を念頭に置かならば、カント思想の社会的要因および両者の関連の理解もまた必要であろう。このような方向に研究が展開されるこ

とによってカント思想は肉付けされ、いっそうリアリティのあるものになる。

プラトンは人間の魂を3つの部分に分けている。「理性」「気概」「欲望」である。それらの優秀性が「徳」としての「知恵」「勇気」「節制」である。カントの「理性」についていまさら言及する必要はないが、「欲望」についても、理性の限界に厳格であろうとする「節制」を指摘することができるだろう。しかし、カントの「気概」について言及されることはない。筆禍事件におけるカントの「気概」は、裁判の弁明におけるソクラテスを彷彿させる。カントの実践哲学はこの「気概」によって裏打ちされていると見ることができる。「理性」の味方になって戦うのが「気概」である⁽²³⁾。カントの「気概」はもっと注目されてよいのではないかな。

注

- (1) 拙稿「カント世界市民主義研究のための序論—「欲望の体系」と「幸福であるに値すること」—」『下関市立大学論集』第59巻第1号、pp.75-91、2015年5月、を参照。
- (2) 檜垣良成「カントのいわゆる「動機」概念」『筑波哲学』筑波大学哲学研究会(16)、2008年3月、pp.14-28、を参照。カントが、バウムガルテン(Baumgarten、1714-1762)に依拠しつつもBewegungsgrundの概念を「純化」したことが緻密な検証によって解明されている。
- (3) カントの著作からの引用は、すべてアカデミー版カント全集に依拠し、引用箇所を6桁または7桁の数字で示す。カンマで区切った最初の1桁または2桁が巻数、次の3桁が頁数、最後の2桁が行数である。たとえばこの(7,010.34)は、第7巻、10頁の34行を示している。なお、引用箇所が複数行に渡る場合は最初の行のみを示す。また、引用文中のゲシュペルト体には傍点をつける。
- (4) フリードリヒ・ヴィルヘルム二世とカントの接点については、カント全集第18巻『諸学部の争い・遺稿集』岩波書店、2002年、p.429、訳注(2)。
- (5) 上掲『諸学部の争い・遺稿集』、p.429、訳注(3)。人名については、カタカナ表記とともに初出の本文中に原語表記と生没年を記す。原語表記はできるだけ簡略にした。なお、カント全集第21巻『書簡Ⅰ』岩波書店、2003年、同第22巻『書簡Ⅱ』、2005年、の各巻末に網羅的な人名注と書簡集の人名索引がある。
- (6) カントが『諸学部の争い』に掲載した勅令および返答書簡とは別に、書簡集にも「国王フリードリヒ・ヴィルヘルム二世の勅令」(A640、(11,525.14))とカントの返答書簡(A642(11,527.10))が収録されている。いずれも草稿であるが、アカデミー版の編者が重複を避けたためである(上掲『書簡Ⅱ』、p.460、訳注(28))。『諸学部の争い』の勅令は草稿のそれとほとんど変わらないが、カントの返答書簡は草稿にかなり加筆訂正されている。ちなみに、『諸学部の争い』の返答書簡中の「極めて忠誠な臣下 getreuester Untertan」という表記は、草稿では単に「忠誠な臣下 treuer Untertan」(11,530.09)となっている。本稿では、カントが『諸学部の争い』に掲載した勅令および返答書簡に依拠している。
- (7) 上掲『諸学部の争い・遺稿集』、p.431、訳注(8)。
- (8) 書簡を手がかりにした『宗教論』の出版経緯の概観は、上掲『書簡Ⅱ』の解説pp.519-535を参照。なお、本章で取り上げる書簡について、最初の[]付連番は本稿独自の番号であり、Aの付いた[A]の番号はアカデミー版の書簡番号である。差出人および受取人の次が日付、最後がアカデミー版の該当箇所である。
- (9) 上掲『書簡Ⅱ』の解説は、この道徳の著作が後の『道徳形而上学』であると見ている(p.520)。
- (10) フィヒテ論文の出版の経緯については、上掲『書簡Ⅱ』、p.443、訳注(3)およびp.445、訳注(29)。
- (11) 「ベルリン啓蒙の拡声器」と見なされていた『ベルリン月報』は「ベルリン水曜会」の事実上の機関誌だった。『ベルリン月報』および「ベルリン水曜会」は、フリードリヒ大王の晩年からフリードリヒ・ヴィルヘルム二世の治世に至る期間のドイツ知識人たちの様子を知ることのできる貴重な手がかりの1つである。拙稿「ベルリン水曜会の啓蒙論議—カント『啓蒙とは何か』(1784年)の歴史的地平—」『下関市立大学論集』第56巻第1号、pp.43-60、2012年5月、および「ベルリン水曜会の射程と限界—G. ビルチュ「ベルリン水曜会」に即して—」『下関市立大学論集』第57巻第3号、pp.107-115、2014年1月、を参照。
- (12) 『ベルリン月報』1793年9月号に、カントは『理論では正しいかもしれないが実践の役に立たないという俗説について』を寄稿している。その第一部がガルヴェに対する反論の論文である。ところで、この『理論と実践』は『宗教論』とほぼ同時期に公表されており、とりわけその第二部「国法における理論と実践の関係(ホップズに反論して)」は、「言論の自由」を主張しつつ「抵抗権」を否定するというカントの政治的なスタンスを知る上で貴重な手がかりを提供している。拙稿「カント市民社会論における「自由」「平等」「自立」—『理論と実践に関する俗言』(1793年)の第二論文に基づいて—」『下関市

- 立大学論集』第45巻第2号、pp.81-89、2001年9月、を参照。
- (13) 第三論文は「善の原理による悪の原理に対する勝利、この世での神の国の建設」、第四論文は「善の原理の支配下における奉仕と偽奉仕について、あるいは宗教と聖職制について」である。
- (14) ケーニヒスベルク大学神学部への提出以降の経緯については、上掲『書簡Ⅱ』、p.446、訳注(30)。
- (15) 次の注(16)を参照。
- (16) カントはこれを「純粋哲学の領域で私が取り組まなければならないものとして、すでに相当以前から行ってきた私の計画」(11,429.10)とも述べている。前出[7][A553]ラインホルト宛書簡の「私の計画」を終える努力は、単に『宗教論』出版のことのようにも思われるが、このシュトイトリン宛書簡の言葉使いから推測すると、むしろ『宗教論』出版によって批判哲学全体を終える努力をしている、と読めるのではないか。「人間学」についてはすでに20数年間講義をしているので、『宗教論』の出版によって4つの問いを含む「私の計画」がすべて終わることになるわけである。
- (17) 『宗教論』の序文には、例えば、検閲が学問を破壊しないように聖職者の「越権 die Anmaßungen」(6,008.20)を制限すべきことや、「ガリレオの時代」(6,008.30)などに言及している箇所がある。
- (18) 『諸学部の争い・遺稿集』の訳注は、ビースターのこの書簡を論拠に、カントが『諸学部の争い』の序文で勅令の存在を知らせたと述べている「最も信頼している友人」がビースターであると推測している。上掲『諸学部の争い・遺稿集』、p.430、訳注(4)。
- (19) 徳永恂編『社会学講座』第11巻「知識社会学」、東京大学出版会、1976年。これからの引用および関連箇所は「徳永」の表記とともに本文中に示す。本稿で参照している箇所はすべて徳永自身による執筆である。
- (20) Max Scheler, Die Wissensformen und die Gesellschaft, Franke Verlag, 1925. からの引用箇所は Scheler の表記とともに本文中に示す。
- (21) 知識社会学の創始者とされるシェーラーの一連の著作が公表されるのは1920年代である。その点で、戸坂潤が1930年にすでにシェーラーに言及していることは特筆に値するだろう。戸坂潤「科学の歴史的社会的制約」『イデオロギーの論理学』鉄塔書院、1930年、『戸坂潤全集』第二巻、劉草書房、1985年、p.70)を参照。
- 知識社会学的方法を標榜する哲学史として、ラッセルの西洋哲学史を挙げることができる。Bertrand Russell, History of western philosophy and its connection with political and social circumstances from the

earliest times to the present day, George Allen and Unwin Ltd., 1946. ラッセルは、まえがきで次のように述べている。「哲学者は、結果であるとともに原因である。すなわち哲学者は、その社会的環境やその時代の政治、制度の結果であり、また(もし哲学者が幸運に恵まれれば)後世の政治や制度を形成してゆく諸信念の原因となる。たいていの哲学史では、哲学者のおのおのは真空地帯に立ち現われる。哲学者の意見というものは、たかだか先行する哲学者の意見と関連づけられる以外は、まったく他のものと無関係に述べられてゆく」(バートランド・ラッセル『西洋哲学史—古代より現代に至る政治的・社会的諸条件との関連における哲学史—(市井三郎訳、全1冊)、みすず書房、1969年、p.i)。ラッセルは、カントについて「政治的諸問題について若干の興味ある論作を書きはしたが、彼自身は政治的に重要ではない」(p.696)と述べている。

日本のそのような先駆的思想史として、三木清・林達雄・羽仁五郎・本多謙三『社会史的思想史』岩波書店、1949年、を挙げることができる。林達夫は、あとがきで次のように述べている。「私は戦後バートランド・ラッセルの近著『西洋哲学史』を披読する機会をもったが、同じく『社会史的思想史』としての資格をもって登場しているこの野心的な著書が、十数年前に書かれたわれわれの労作を踏み越えているものとは正直のところどの点からみても考えられなかった」(p.353)。残念ながら、この労作にはカントを主題にした論及はない。本多謙三は、「フリードリッヒ大帝の啓蒙的専制統治はフランスにおける啓蒙の魂なき影に過ぎなかった」(p.249)と述べている。

- (22) 知識社会的な問題意識からの先行的カント研究として、以下の3点を挙げることができる。詳細な検証と評価は別の機会に譲らざるを得ない。

小牧治『カント倫理思想の社会史的考察』有信堂、1959年。東ドイツの封建制ゲーツヘルシャフト Gutsherrschaft を詳細に解明している。カント倫理思想の社会史的研究を切り拓く果敢な嚆矢としての意義がある。ただし、もっぱら社会的背景の叙述に傾斜し、カント倫理思想と社会的背景との関連の具体的な分析が十分とは言えない。

象康弘『ドイツ観念論の歴史的 성격』劉草書房、1978年。「理性の公的使用」を主張しつつも「抵抗権」を否定して国王に服従するカントの姿勢がドイツの「後進性」に由来するという見方を定着させた。しかし、フランスのような歴史展開が先進的で優れ、ドイツは未成熟で劣っているという見方には、一義的な進歩史観が前提されているのではないか。

田村一郎『十八世紀ドイツ思想と「秘儀結社」』多賀出版、1994年。ドイツの「惨めさ」を前提しつ

つ、カントとの関連で啓蒙の時代における「秘儀結社」の思想的意義に光をあてている点で特筆すべきである。秘密結社の「ベルリン水曜会」への手がかりを示唆している。本稿注(11)を参照。

(23) プラトン『国家』(藤沢令夫訳、プラトン全集第11巻所収) 岩波書店、1976年、p.315(440B)。

[付記] 本研究は JSPS 科研費 26370082 の助成を受けたものである。また、本稿は、平成 27 年度下関市立大学国内研修の成果の一部であり、この研修の受け入れを快く引き受けていただいた広島大学大学院文学研究科の越智貢教授にお礼を申し上げたい。

(別表) 『宗教論』出版の経緯に関連する年表

プロイセン (*印はカント著作)	フランス
1783 ベルリン水曜会設立、『ベルリン月報』創刊	
1784 *『ベルリン月報』「普遍史の理念」 *『ベルリン月報』「啓蒙とは何か」	
1785 *『道徳形而上学の基礎づけ』	
1786 フリードリヒ大王没 フリードリヒ・ヴィルヘルム二世即位	
1787 *『純粹理性批判』第二版	
1788 ツェドリッツ失脚、ヴェルナー就任 宗教勅令 *『実践理性批判』	1789 バスチーユ襲撃 人権宣言(立憲王政)
1790 *『判断力批判』	
1791 キーゼヴェッター、カントにベルリン情報 検閲令	
1792 カント、フィヒテに検閲対応示唆 「第一論文」検閲許可 *『ベルリン月報』「第一論文」 「第二論文」検閲不許可 カント、ケーニヒスベルク大学神学部論文提出	1792 王権停止 国民公会(共和制)
1793 *『単なる理性の限界内の宗教』 *『ベルリン月報』「理論と実践」	1793 ルイ十六世処刑 恐怖政治
1794 カントに講述禁止勅令 ピースター、「啓蒙の敵に対する大きな勝利」	1794 テルミドール反動 ロバスピエール処刑
1796 『ベルリン月報』廃刊	
1797 フリードリヒ・ヴィルヘルム二世没 フリードリヒ・ヴィルヘルム三世即位 *『道徳形而上学』	
1798 ヴェルナー失脚、マッソウ就任 ベルリン水曜会解散 *『諸学部の争い』	1799 ナポレオン軍事独裁